租税特別措置法第 40 条第５項の規定による買換資産の届出書

税務署受付印

平成　　年　　月　　日

国　税　庁　長　官　殿

届出者　〒
所在地
フリガナ
名　称
代表者氏名　　㊞
（連絡先）
氏　名
電話番号　　－　　－

租税特別措置法第 40 条第１項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈に係る財産若しくは代替資産又は買換資産を下記のとおり譲渡し、当該譲渡による収入金額の全部に相当する額をもって取得した買換資産を、譲渡の日の翌日から１年を経過する日までに公益目的事業の用に直接供する予定ですので租税特別措置法第 40 条第５項の規定による届出をします。

贈与又は遺贈を受けた日	昭和・平成　年　月　日	**承認年月日**	昭和・平成　年　月　日

譲渡しようとする財産等の寄附者	住所 電話番号	（寄附時の住所　） 〒 （電話番号　－　－　）
	フリガナ 氏名	

譲渡しようとする財産等の明細

種類	細目	所在地	数量	譲渡予定価額	譲渡予定年月日	公益目的事業に直接供した日	使用実績
				千円	・　・	・　・	
					・　・	・　・	
					・　・	・　・	
					・　・	・　・	
					・　・	・　・	

取得する買換資産の明細

種類	細目	所在地	数量	取得予定価額	取得予定年月日	使用開始予定年月日	使用目的
				千円	・　・	・　・	
					・　・	・　・	
					・　・	・　・	
					・　・	・　・	
					・　・	・　・	

その他参考事項（やむを得ない事情により譲渡の日の翌日から１年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含む。）

使用開始予定年月日	平成　年　月　日

作成税理士
事務所所在地
（電話番号）
署名押印

※の項目は記入する必要がありません。

※　税務署整理欄

整理簿		通信日付印	・　・ 確認者　印	税務署名		送付区分	自局	他局	不明

（資 13－30－Ａ４統一）

[記載要領等]

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 40 条第１項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等が、当該財産若しくは代替資産又は買換資産を譲渡する場合に、当該譲渡による収入金額の全部に相当する額をもって買換資産を取得することにより措置法第 40 条第５項の規定の適用を受ける場合に使用します。

《記載要領》

１　「届出者」には、措置法第 40 条第１項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等の主たる事務所の所在地等について記載し、当該公益法人等の代表者印を押印してください。

　なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。

２　「譲渡しようとする財産等の寄附者」欄には、届出者に対し財産を寄附した者の現在の住所及び寄附時の住所等について記載してください。

　なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。

３　「譲渡しようとする財産等の明細」欄には、譲渡しようとする措置法第 40 条第１項後段の規定による承認を受けていた財産（当該財産から代替資産又は買換資産を取得している場合には、公益法人等が現に有している代替資産又は買換資産）の明細を承認申請書第３表の記載要領に準じて記載してください。

　なお、「使用実績」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「○○施設用地」、「配当金を助成金の原資」などのように具体的に記載してください。

４　「取得する買換資産の明細」欄には、取得する買換資産の明細を承認申請書第３表の記載要領に準じて記載してください。

　なお、「使用開始予定年月日」欄は、取得する買換資産を公益目的事業の用に直接使用する予定の日を記載してください。

５　「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や取得する買換資産がやむを得ない事情により譲渡の日の翌日から１年以内に公益目的事業の用に直接使用できない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。

６　この届出書は「譲渡しようとする財産等の寄附者」ごとに作成してください。

（注）各明細についてこの様式に記載しきれないときは、適宜の様式に明細を記載し添付してください。また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この様式の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載の上、この様式とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

この届出書には、次の書類を添付してください。

１　譲渡しようとする財産等の登記事項証明書等

２　届出者である公益法人等の登記事項証明書等

３　買換資産がやむを得ない事情により譲渡の日の翌日から１年以内に公益目的事業の用に直接使用することができない場合は、そのやむを得ない事情に至った事実が確認できる書類等